

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 5 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 5 回総会

日 時 令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午前 9 時 0 0 分

会 場 寒河江市中央公民館 2 階 第 2 研修室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
1 0 番 大 泉 孝 彦	1 1 番 鈴 木 浩 之	1 2 番 原 田 義 人
1 3 番 芳 賀 宏	1 4 番 高 橋 博	1 5 番 奥 山 浩 二
1 6 番 布 施 功 子	1 7 番 片 桐 道 雄	1 8 番 木 村 三 紀

事務局

事務局長補佐（総括） 高 子 英 晴	事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎
総 務 係 主 任 清 野 倫	

報告事項

- （１）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- （２）工事進捗状況報告書について
- （３）農地の現況変更について
- （４）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （１）議第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （２）議第 1 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （３）議第 1 9 号 非農地証明願の審議について
- （４）議第 2 0 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について

開会 午前 8時54分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第5回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、6番郷野委員、14番高橋委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長楠佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

追加報告

・会長専決

令和7年度畑地化促進事業の申請農地について

・ 取下げ

議第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について

継続審査（4 月分）順位 7 番 令和 7 年 5 月 22 日取下げ

木村議長

ただいまの報告について何か質問はございませんか。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは、早速議事に入ります。

議第 17 号から議第 20 号までの議案について一括上程します。

（1）議第 17 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

（2）議第 18 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第 19 号 「非農地証明願の審議について」

（4）議第 20 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」

以上、議第 17 号から議第 20 号まで一括上程します。

木村議長

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者

はい、議長。17 番、片桐です。

去る 5 月 16 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告

に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件2件を審査しました。

議第19号「非農地証明願の審議について」、順位5番、寒河江地区の案件です。

申請地は若葉町にある土地で、平成元年3月に農地法第5条の許可を受け、当時住宅の曳行移転を行い、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位6番、柴橋地区の案件です。

申請地は大字中郷字川口原の土地で、昭和60年10月頃から旧自宅敷地を賃貸借し、隣地である申請地を賃貸人の駐車場用地として利用され、現在に至っており、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

次に、先月の総会議案議第16号において、一部条件付きとしていた案件について、西根地区芳賀委員から報告をお願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

13番、芳賀です。

(芳賀委員報告)

木村議長

ありがとうございました。

続いて、このことについて、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

芳賀委員から報告があったとおりです。改善が見られるようですので、条件を解除することを議決していかげしょうか。

以上です。

木村議長

ただいまの芳賀委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

先月総会議案議第16号の条件を解除することを決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、解除することを決定いたしました。

木村議長

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時45分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

 初めに、議第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

 西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

木村議長 はい、西尾委員。

西尾委員 4番、西尾です。

 議第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、5ページをご覧ください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

 所在は、寒河江から三泉に向い寒河江橋を渡りまして、住吉屋食品の方面に進んで、住吉屋食品の少し手前にある住宅街の中にある一角になります。

 5月14日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員で現地を確認してまいりました。申請人が今、住んでいる家が赤い枠の左側。こちらが申請人の自宅になっております。そして、その前にあるビニールハウスも申請人が所有しているもので、こちらは他の人に貸しておりまして、その間の土地が今回の申請地になっております。こちらを転用しまして、新しく住宅を建てるということですので、住宅街の中ですので問題な

いと判断してきました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 1 番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第１７号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第１８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員 はい、議長。

木村議長 はい、氏家委員。

氏家委員 ８番、氏家です。

議第１８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、８ページをお開きください。順位１０番。

(議案書順位１０番朗読)

所在は、南部地区にあります園芸試験場の正門の約２０ｍ西側の農地になります。譲渡人の土地は隣接地が全て宅地となり、農地として活用する予定もないので住宅建築の為の土地を探していた孫夫婦に売却するということになっております。

５月１３日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。閑静な住宅街の中にある農地で、周りは住宅に囲まれており、何ら問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。
続きまして、順位 1 1 番。

(議案書順位 1 1 番朗読)

この案件の所在地ですが、南部地区にあります南部小学校から約 5 0 0 m 東側に入った下高屋地区の貸人の自宅の隣接する休耕地になります。借人は貸人の義理の息子さんにあたり、住宅建築をするため、妻の実家で協力してくれたというふうになります。

5 月 1 3 日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員で現地を確認してまいりました。昔からの集落で、道路沿いに住宅が建ち並んでおり、特に問題はないと判断しました。

事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

続きまして、順位 1 2 番。

(議案書順位 1 2 番朗読)

この案件の所在地ですが、寒河江小学校の東側にあたる場所になりまして、国道より約 5 0 m 入った貸人の自宅の敷地内にある畑になります。借人は貸人の息子夫婦にあたり、実家の協力を得て、家庭菜園用の畑に住宅を新築するという事になっております。

5 月 1 3 日、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。寒河江市の中心部で住宅が建ち並んでおり、特に問題はないと判断してまいりました。

事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。
西尾委員。

西尾委員

はい、議長。４番、西尾です。

同じく８ページをご覧ください。順位９番。

(議案書順位９番朗読)

場所ですがＪＡ西根支所の真裏にある長松寺を挟みまして、さらにその裏側の住宅地の中の農地になっております。

５月１４日に西根、三泉地区の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。家の前にある畑の一部を転用して住宅を建てるもので、まわりが住宅に囲まれておりまして、問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。あわせて、順位９番の夫婦で住所が違う件についても説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 先ほど、報告事項で申しあげましたが、継続審査（４月分）順位７番は昨日取下げとなりました。

順位 9 番、10 番、12 番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 11 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連坦している区域内にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

順位 9 番ですが、借人のご主人と住所が違う理由ですが、借人の奥さんが実家で出産されるといことで、子育て支援を受けるために、住所を移しているということを聞いております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第１８号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第１９号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員 はい、議長。

木村議長 はい、氏家委員。

氏家委員 ８番、氏家です。

議第１９号「非農地証明願の審議について」、１０ページをご覧ください。順位５番。

（議案書順位５番朗読）

所在地は、石山鉄工所の十字路を西に進み、仁藤油店の手前を右に曲がり、２００ｍぐらい入ったところになります。

５月１６日の事前審査会におきまして、出席者の皆様より現地の方を確認いただいております。

申請事由にもありますとおり、平成元年に農地法第５条の許可を受け、３０数年前に曳行移転をして、移転した家に現在も住んでいるわけです。今回、地目が田んぼになっていることに気づき、今回の申請に至ったのではないかと思いますので、特に問題はないというふうに判断しました。

事前審査会、地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 はい、ありがとうございました。
 続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員 はい、議長。

木村議長 はい、大泉委員。

大泉委員 10番、大泉です。
 10ページをご覧ください。順位6番。

(議案書順位6番朗読)

 場所はヤマザワ寒河江西店から、旧道を西へ300mぐら
い入ったところの道路脇の三角地になります。

 5月16日の事前審査会での現地調査では、委員全員から
申請どおりであれば何ら問題ないとのことで、本日の地区審
査でも異議はありませんでした。

 以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明
をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいま、地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。議第19号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第19号は、原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第20号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員

はい、議長。

木村議長

はい、西尾委員。

西尾委員

4番、西尾です。

議第20号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、12ページをご覧ください。順位3番。

(議案書順位 3 番朗読)

所在ですが、寒河江学園の東側の方になっています。こちらは農振地域内農用地区域内ですが、子供達の安全のために必要な道路ということでやむを得ないということで、事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。

木村議長

はい、大泉委員。

大泉委員

10 番、大泉です。

同じく 12 ページをご覧ください。順位 1 番。

(議案書順位 1 番朗読)

場所は、西寒河江駅から大江町方面に向い、天童・大江線の柴橋地区内のスーパーかねだいの道路向いであります。しばはしさくらんぼ子供園の道路向いの場所になります。

5 月 16 日の事前審査会では計画区域からの除外は問題ないと判断され、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員

はい、議長。16番、布施です。

12ページをご覧ください。順位2番。

(議案書順位2番朗読)

場所は、清助新田集落センターの少し南側になります。所有者の周辺はほぼ住宅で、宅地に転用して住宅を建築しても何ら問題はないと判断いたしました。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から説明をお願いします。

初めに、なぜこういった手続きが必要なのか、理由から説明してください。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 今回のケースは皆さん初めてかと思います。私も初めてです。地域計画で地図をつくりましたが、その地図を変更するにも、様々な手続きが必要です。地区計画内にある農地ですと、農振除外、農地転用に先立って、まず地域計画の変更をしてからでないと、農振除外、農地転用もできないということなので、これからハウスメーカーさんや家を建てようとする方、建築業者にも影響もあるようです。

こちらの方は市長から地域計画の変更に係る意見の聴取についてということで依頼をいただいております。これに基づ

いて、農業委員会の他にも、農協、土地改良区と農業支援センターへ市長の方が意見を求めて、地域計画からの除外ということになります。今回は、一般の住宅関係とか、避難通路ということですが、大規模開発などをすると、また地域において話し合いをして除外することになります。そちらの方は農林課と協議をしながら進めていくということになりますので、毎回、毎回、会議をもってしまっっては、集まる方も大変だと思いますので、こういったケースは書面の方で済ますとか、こういったものについては対面で話し合いをしてから除外することになるようです。

今回、初めてのケースでありますけれども、順位1番、2番は住宅建築用敷地への転用申請が予定されております。周囲に農地はなく、住宅地に介在する農地であり、地域計画から除外しても周囲に影響を及ぼすものではないと考えます。

順位3番は三泉地区にある児童養護施設の避難路通路整備への転用申請が予定されており、また、農振農用地区域にある農地で農振除外の手続きも必要になります。周囲に農地はありますが、転用目的を考慮するとやむを得ないと考えます。

なお、これは地域計画からの除外であり、農地法による転用許可、農振法による除外は別途必要になります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

13番、芳賀です。

お聞きしたいのですが、西根から陵東中学校への内回りバイパスの農地の土地の収用されたわけですが、この時って農業委員会がかからないのですか。私はかかっていないような気がするのですが。こうした公共事業の土地の収用になった場合は、農業委員会の許可は必要ないということによろしいのか。

このようなところでは地域計画の変更はあるけれども、3条というか売買についても、公共事業についての土地の収用というか土地の買収についても農業委員会の審査は必要ないのか。ということをお聞きしたい。

というのは、地域計画では、もちろんこの話が出るわけですが、公共事業の土地の収用に対して、農業委員会では立ち入ることができるのか、できないのか、質問いたします。

木村議長

ここでは土地収用法が関わってくるのではないかと思います。そういったところの取り扱いに関して、事務局、説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、芳賀委員のご質問ですが、まず、土地収用法の話が会長の方からありましたが、土地収用の関係にあたっては、農地転用には関係ありません。ただ、病院と学校と市役所の庁舎など、市の場合は農地転用許可が必要です。一般的な道水路、内回りバイパスを作りますよ、水路の整備をしますよという場合は、公共事業の土地収用法の中ですので、農地法の許可とかはいらないと考えます。地域計画であります。地域計画の中で国道、県道、市道など新しい道路を作る場合は、地域計画の変更が必要となります。

木村議長 よろしいでしょうか。地域計画は本当に大事だと思うのですが、今になってこういった、特に寒河江は、学校問題、病院問題などで、今後の建設用地を考えなければならない時期に来ておりますので、市の方でも、事前に農業委員会の方に、そういった話、場所など、大体、話は聞いておりますけれども、どのへんかということ事前に教えていただければ、皆さんにもお知らせできるような方法をとっていかなければならないと思ったところであります。

木村議長 その他、意見ございませんか。

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。議第20号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る審議について」、「異議なし」と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第20号は、「異議なし」と決定し、市長へ提出します。

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前 10時20分

令和7年5月23日

第5回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 6番委員 郷野富司男

議事録署名委員 14番委員 高橋博